

*** 出会いイベントを募集します ***

独身男女の出会いのきっかけを創るイベントをプロデュースしませんか？

横手市では、少子化要因のひとつである非婚化・晩婚化対策や、地域活性化対策として、独身男女が気軽に楽しむことができるイベントの事業費を補助します。

1. 募集枠

● 出会いイベント枠：上限 50 万円

→（参加想定人数×1万円）×開催予定回数により積算

例：（10名（男性5名：女性5名）×1万円）×5回＝50万円

飲食店、結婚式場等で開催する出会いイベントなど

● 若者交流枠：上限 70 万円

→（参加想定人数×1万円）×開催予定回数により積算

例：（35名（男性18名：女性17名）×1万円）×2回＝70万円

スポーツ観戦ツアーや体験型イベントなど

※上記枠を設けておりますが、応募団体数や企画内容によって補助金額を調整する場合があります。（上限に満たない補助金額となる場合があります。）

2. 応募条件など

① 企画内容

18歳以上、39歳以下の独身者（高校生を除く）を対象にし、出会いのきっかけ創出や若者の交流機会につながるような内容であること。

② 応募資格

秋田県内で活動する団体や事業者（例、NPO法人、任意団体、飲食店、結婚式場など）で、事業費の区分経理ができること。ただし宗教活動団体、政治活動団体、暴力団関係団体ではないこと。

③ 企画条件

- ・ 男性は、横手市内在住または横手市に勤務している 18 歳以上、39 歳以下の独身者（高校生を除く）を対象にすること。
- ・ 女性は、18 歳以上、39 歳以下の独身者（高校生を除く）を対象にすること。
- ・ 出会いイベント枠の会場は全て横手市内とすること。
- ・ 若者交流枠の会場に制限は設けないが、横手市内を出発地及び到着地とすること。
- ・ 若者交流枠については、複数人（カップルも可）での申込みも可能とすること。
- ・ 特定の構成員（会員）限定の事業ではないこと。
- ・ 飲食などを伴う場合は、参加者から徴収した会費をもって飲食費に充てること。
- ・ 令和 8 年（2026 年）2 月末までに実績報告書を提出すること。
- ・ 参加者募集や周知の際は「よこて fan コン」の冠名称を使用すること。

- ・事業採択となった際は実施内容について市と打合せの場を持つこと。

3. 応募方法

- ① 募集期間 令和7年（2025年）8月1日（金）から12月12日（金）まで【必着】
※期間内に随時受け付けますが、予算が上限に達しましたら期間内でも募集を停止しますので、申請を予定される方は事前に御相談ください。
- ② 提出書類
- ・様式1「応募申請書」
 - ・様式2「事業計画書」
 - ・様式3「収支予算書」
 - ・任意様式 算出根拠となるもの（見積書等）
 - ・任意様式 講師略歴（報償費の支払いがある場合）
 - ・任意様式 実施体制を示す書類（構成員一覧、規約など）
 - ・任意様式 事業内容を補足する資料（提案書等 ※参考様式参照）
- 以下の項目等について記載してください。
- 過去のイベント開催実績
 - 今回のイベント内容
 - 今回のイベントプログラム
 - 集客方法
 - 出会い・交流促進のための工夫
 - イベント後のフォローアップ 等
- ③ 提出方法 横手市役所総務企画部経営企画課（本庁舎 3F）へ提出すること。
【提出方法】オンライン申請（※推奨）、持参、郵送
- ④ 提出部数 各1部 オンライン申請はこちらから⇒



4. 補助対象経費

イベントの開催や周知にかかる経費を対象とします。例として、会場使用料や設備・機材の賃借料、チラシやポスターの印刷費、広告掲載料、景品などの消耗品代などとなります。

詳しくは別紙「補助対象経費の目安」をご参照ください。

5. 事業の選考・決定

応募された企画の中から、事業内容、事業費、企画の実現性や期待される効果などを総合的に審査し、補助対象事業及び補助額を決定します（補助額は市予算の範囲内で決定しますので、事業採択された場合でも提案額をそのまま補助するとは限りません）。

なお、選考の過程で、必要に応じ追加資料の提出を求めることや、電話などでヒアリングを行うことがあります。

募集期間内に提案があった内容について随時審査を行い、提案を受理した日から概ね2週間程度で採択結果を御連絡いたします。

6. 補助金の交付

採択された事業に対して改めて補助金の交付申請や決定などの手続についてご案内いたします。補助対象経費の支出は交付決定通知を受けてからとしてください。

7. 事業実施上の留意事項

- ・参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、責任を持って対応してください。
- ・事業の実施に当たって、特定商品の販売及び斡旋など事業の趣旨を逸脱する活動を行わないでください。
- ・個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するようお心掛けください。

8. その他

- ・採択後、ホームページ、SNS、広報紙等を活用し、効果的な情報発信を行ってください。
- ・補助金交付決定後、実績としてイベント参加人数が計画の 6 割に達しない場合には、補助金交付決定額の減額を行う場合があります。ただし、自然災害や感染症拡大等のやむを得ない理由の場合は、市と協議の上、当日まで支出した周知チラシなどの費用は補助の対象とします。

■応募・問合せ先

〒013-8601 横手市中央町 8 番 2 号 市役所本庁舎 3 階

横手市総務企画部経営企画課

TEL：0182-35-2164／FAX：0182-33-6061／E-mail：kikaku@city.yokote.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.yokote.lg.jp/> ⇒ページ番号「1005394」で検索